

東部まちづくり戦略会議設置要綱

（令和元年 8 月 30 日
31 小東第 29 号）

（設置）

第 1 条 小牧市市政戦略本部設置要綱（平成 23 年 6 月 28 日 23 小市政第 141 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東部地域のまちづくりについて、まちの将来像及びその実現のための取組を明確にする東部振興構想の策定方針を定めるために必要な議論を行うため、東部まちづくり戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

（組織等）

第 2 条 戦略会議は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者とする。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から東部振興構想の策定方針を決定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第 3 条 戦略会議の会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 戦略会議の会議を円滑に進行させ、活発な議論を促すため、会議にファシリテーターを出席させることができる。

3 戦略会議は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 4 条 戦略会議の庶務は、東部まちづくり推進室において処理する。

（雑則）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 1 1 月 1 8 日から施行する。